平成２６年（フ）第８１８号
愛知県豊明市栄町梶田67番地
債務者　平野　麻美（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成26年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第４３４号
滋賀県甲賀市水口町新城620―19、住民票上の住所滋賀県甲賀市水口町宇川1120番地
債務者　大堀　信儀
1　決定年月日時　平成26年７月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１２２号
滋賀県守山市立入町35番地　グリーンハイム205号、前住所滋賀県守山市播磨田町1402番地２　雇用促進住宅１棟304号
債務者　由良　　徹
1　決定年月日時　平成26年７月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１４８号
大津市一里山３丁目17番28号　松儀ハイツ301、前住所大津市大萱１丁目３番26―403号
債務者　中川　加奈
1　決定年月日時　平成26年７月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１６１号
滋賀県高島市安曇川町末広１丁目２番地
債務者　古田　富美
1　決定年月日時　平成26年７月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２２３号
広島市安芸区中野３丁目46番12―104号
債務者　山田　孝子
1　決定年月日時　平成26年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第４２７号
広島市西区井口４丁目５番18号
債務者　大深　貴史
1　決定年月日時　平成26年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１６６号
宮崎市天満町８番35号　スカイコート宮崎508号、前住所宮崎市東大淀１丁目１番21号
債務者　西村　竜平
1　決定年月日時　平成26年７月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第１７０号
宮崎市大字本郷南方4390番地　アーバンライフ本郷Ｃ棟203号
債務者　金丸三恵子
1　決定年月日時　平成26年７月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第１８３号
鹿児島県鹿児島市牟礼岡１丁目32番14号
債務者　加覧　啓孝
1　決定年月日時　平成26年７月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第２６３８号
大阪市住之江区安立４丁目２番４号レオパレスＦｕｍｉｎ203
債務者　今川　良太
1　決定年月日時　平成26年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月29日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１６１号
川崎市中原区新城1013番地　第二ヤママビル401
債務者　ＴＡＮＡＫＡ　ＪＥＳＳＩＣＡ　ＤＥＬ　ＭＵＮＤＯ
1　決定年月日時　平成26年７月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月26日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第１９０号
川崎市川崎区日進町９番地11　京浜、前住所川崎市川崎区日進町12番地11　ひまわり荘
債務者　菅原由起雄
1　決定年月日時　平成26年７月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月26日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第２１０号
川崎市川崎区台町19番２号　台東荘201
債務者　ＩＷＡＫＩ　ＭＡＲＩＬＯＵ　ＬＵＣＥＲＮＡＳ（通称岩城マリロウ）
1　決定年月日時　平成26年７月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月26日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第２１８号
川崎市川崎区桜本２丁目44番２号　ハイムさくら203
債務者　須賀原　徹
1　決定年月日時　平成26年７月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月26日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第２２０号
川崎市多摩区長尾１丁目11番19号　第２矢嶋荘201
債務者　木村よし子
1　決定年月日時　平成26年７月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月26日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係